

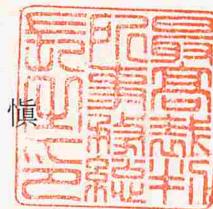
最高裁秘書第1414号

令和3年5月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年12月17日付け（同月21日受付、第020789号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 令和元年度（第73期）司法修習生考試における新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策等について（片面で1枚）
- (2) 「令和2年11月5日司法修習生考試委員会可決」で始まる文書（片面で1枚）
- (3) 令和2年12月18日付け人事局任用課試験係事務連絡（ひな形）（片面で2枚）
- (4) 令和元年度（第73期）司法修習生考試（再試験）応試心得（片面で8枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(3)の文書には、公にすることにより試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより試験に係る事務に関し、不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号柱書及び同号

イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

(2) 1の(4)の文書には、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

令和元年度（第73期）司法修習生考試における新型コロナ
ウイルス感染症等の感染防止対策等について

（令和2年11月5日司法修習生考試委員会可決）

令和2年11月19日から同月26日まで実施の令和元年度（第73期）司法修
習生考試（以下「本試験」という。）においては、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策

以下の者に対しては、本試験の応試を認めない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等（学校保健安全法施行規則18条で定める感染
症。以下同じ。）に罹患し、他の応試者等への感染のおそれがある者（同規則1
9条で定める基準による出席停止の期間を経過していない場合を含む。）
- (2) 新型コロナウイルス感染者等の濃厚接触者等で、他の応試者等への感染のお
それがある者
- (3) 試験当日、発熱（37.5度以上）、咳等の風邪症状が見られる者で、他の応
試者等への新型コロナウイルス感染症等の感染のおそれがある者

2 再試験の実施

- (1) 1により本試験の全部又は一部の科目の応試が認められなかった者について、
再試験を実施する。
- (2) 再試験は、本試験の応試が認められなかった科目のみを応試することができ
る。ただし、応試した本試験の科目に不可と判定された科目があった者は再試
験を応試することはできない。
- (3) その他再試験の実施に必要な事項は、委員長が定める。

3 再試験応試者の合否の決定

委員長が決定する。

令和2年11月5日司法修習生考試委員会可決「令和元年度（第73期）司法修習生考試における新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策等について」の2に基づく再試験の実施について、以下のとおり定める。

1 再試験の期日及び場所等

(1) 期日

- ア 令和3年1月13日（水）民事弁護
- イ〃 1月14日（木）民事裁判
- ウ〃 1月15日（金）刑事弁護
- エ〃 1月18日（月）刑事裁判
- オ〃 1月19日（火）検 察

(2) 場所

司法研修所

(3) その他

大規模災害、感染症の影響等により期日及び場所の変更の必要が生じたときは、幹事において適宜変更することができるものとし、幹事は、期日及び場所を変更した場合には、速やかに、その旨を委員長に報告するものとする。

2 資料の貸与

考試の全科目において、答案作成のため参考資料として『デイリー六法令和2年版（三省堂発行）』を貸与する。

令和2年12月18日

司法修習生考試委員会委員長

令和2年12月18日

令和元年度（第73期）司法修習生

○ ○ ○ ○ 様

司法修習生考試委員会庶務担当

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

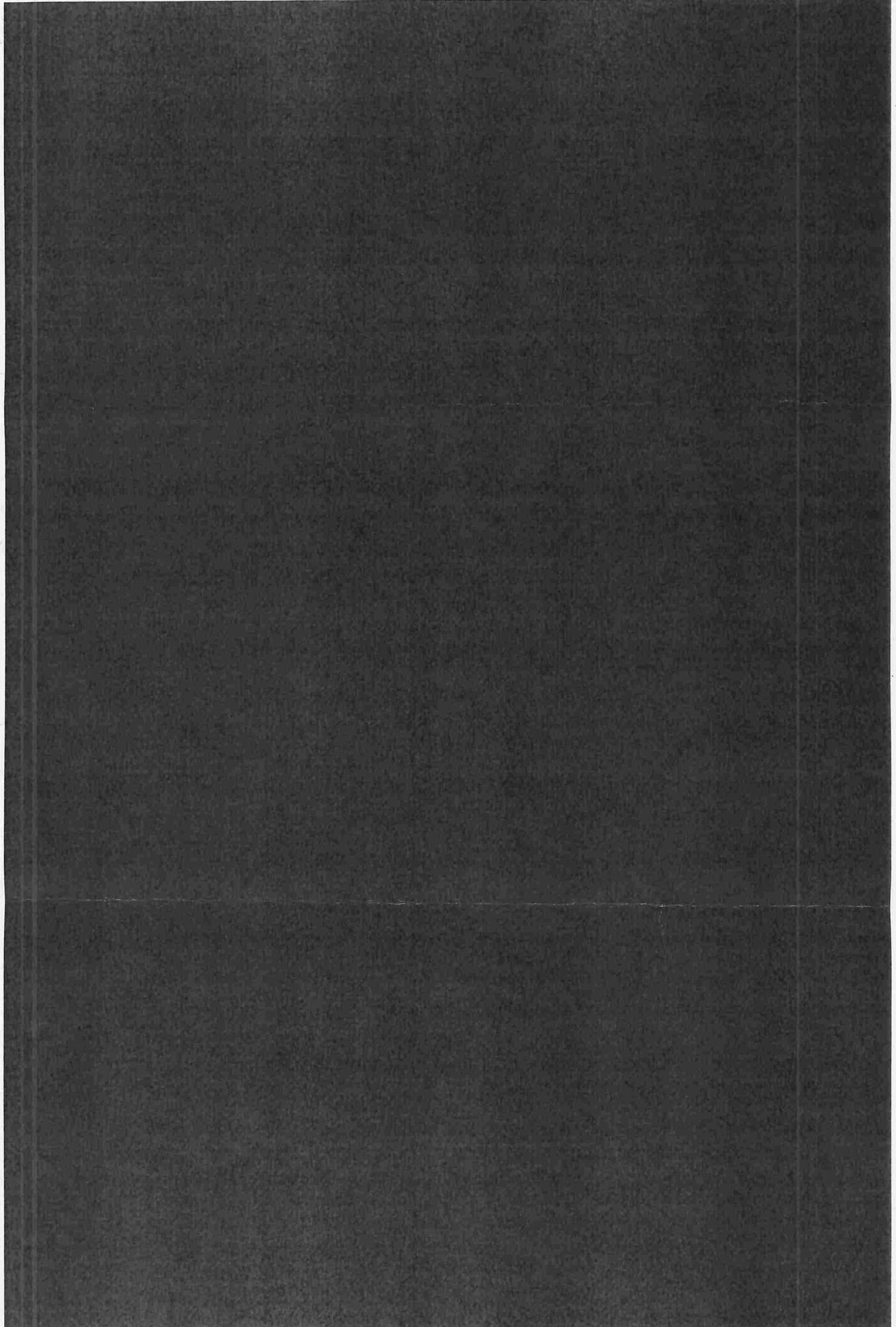
電話 03-3264-8111 内線3386

事務連絡

令和元年度（第73期）司法修習生考試について、あなたが欠席した科目については再試験が実施されることとなりました。

については、別添令和元年度（第73期）司法修習生考試（再試験）受験票に記載の日程において対象となる科目を応試してください。

また、令和元年度（第73期）司法修習生考試（再試験）応試心得を同封していますので、事前にこれを熟読し、記載されている事項について最高裁判所及び司法研修所事務局に照会することのないよう注意してください。



令和元年度（第73期）司法修習生考試（再試験）応試心得

司法修習生考試委員会

応試者は、事前にこの応試心得を熟読し、記載されている事項について最高裁判所及び司法研修所事務局に照会することのないよう注意すること。

第1 考試日程

1 日時及び考試科目（欠席した科目を受験する。）

実 施 年 月 日	考試科目	着席時刻	考 試 時 間
令和3年 1月13日（水）	民事弁護	9時45分	答案起案時間：6時間25分 10時20分から12時まで 及び 13時から17時45分まで 答案綴り込み時間：5分
〃 1月14日（木）	民事裁判	9時45分	
〃 1月15日（金）	刑事弁護	9時45分	
〃 1月18日（月）	刑事裁判	9時45分	
〃 1月19日（火）	検 察	9時45分	

2 昼食時間

12時から13時までの1時間

なお、昼食時間中の答案起案を認める。

3 会場

考試（再試験）対象者	司法研修所
------------	-------

第2 重要事項

考試時間（各科目6時間30分）は、答案起案時間（6時間25分）及び答案綴り込み時間（5分）で構成される。答案起案は、答案起案時間中のみ可能であり、答案綴り込み時間中の答案起案は不正行為に該当する。

また、答案は、試験監督者による答案綴り込み時間終了宣言時に、答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上、綴りひもで散逸しないよう結ぶことまで完了しているもののみ有効なものとして回収する。

第3 不正行為

次に掲げる行為は不正行為とみなす。

不正行為を行った者については、当該考試日における応試の中止や、答案を無効とすることがある。

- 1 他の応試者の答案を閲読し、又は故意に他の応試者に同様の閲読をさせること
- 2 口頭又はメモで他者から答案作成の参考となる情報を得、又は他の応試者にそのような情報を与えること
- 3 携帯電話、PHS、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機器を用いて、答案作成の参考となる情報を得、又は他の応試者にそのような情報を与えること
- 4 当該行為を禁止し、当該行為を行った場合は不正行為とみなす旨の事前の告知（本書面による告知を含む。）があつたにもかかわらず、以下の(1)ないし(3)の行為を行うこと
 - (1) 応試者相互で談話すること
 - (2) 携帯電話、PHS、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機器を所持すること
 - (3) 貸与されたもの以外の資料や書籍を閲読し、又は故意に他の応試者に同様の閲読をさせること
- 5 以下の(1)ないし(4)の行為を行い、試験官又は係員が当該行為を中止するよう警告を与えても直ちに当該行為を中止しないこと
 - (1) 所定の試験時間終了後も答案を作成すること

※ 考試時間は、答案起案時間と答案綴り込み時間から構成されるが、前者の時間終了後に答案起案を行うこと及び後者の時間終了後に答案綴り込みを行うことはできない。

 - (2) 所定の試験時間中に所定の筆記用具以外の私物を使用すること
 - (3) 許可を受けずにエレベーターを使用すること
 - (4) 第5の5の(3)で指定する立ち入り禁止場所へ立ち入ること
- 6 1ないし5に類する行為で、考試の公正を害するおそれのある行為を行うこと

第4 持参する物

1 受験票、司法研修所長発行の身分証明書、司法修習生バッジ（返還未了の者のみ）

2 筆記用具等

考試時間中、机上に置いて使用できる私物は以下のとおり

（鞄の中にあるものを取り出す場合は、必ず拳手の上、試験室係員に申し出る。）

答案起案に使用するペン	黒インクのペン (ボールペン、サインペン及び万年筆を含む。) ※ ボトルインク（インク壺）は使用不可 ※ インクがプラスチック製消しゴム等で消せるペンは使用不可
草稿用等の筆記用具	・ペン類（黒以外のペンやマーカーも可） ・鉛筆、色鉛筆 ・消しゴム、定規
時計	時計機能のみ使用できる。 ※ あらかじめ、アラーム機能は切っておく。 ※ ストップウォッチ及び時計のストップウォッチ機能・タイマー機能は使用不可
身の回り品 ※試験室係員が適宜点検する。 ※試験室係員の指示に従わない場合は、その物の使用を禁止する。	・防寒具、カイロ ・薬（注射により摂取するものを除く。） ・冷却シート、湿布（体に貼り付けるもので、匂いが他の応試者の迷惑にならないもの）、生理用品 ・リップクリーム、ハンドクリーム（匂いが他の応試者の迷惑にならないもの） ・クッション、座布団、腰当て ・スリッパ、マスク、フェイスガード、指サック、手首サポーター ・ハンカチ、ミニタオル ・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、アルコール消毒液 ・耳栓（係員等の指示が聞こえるよう留意すること。） ・拡大鏡（虫眼鏡）

④上記以外の一切の私物の使用を禁止する。

※ 筆箱、電子辞書、修正液、下敷き、私物の付箋、クリップ、ステープラ、扇子、うちわ、手袋等の使用も認めない。

※ これらの私物を持参した場合は、着席時刻までに全て鞄の中にしまう。

●通信機器等（携帯電話、PHS、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機能を有する電子機器）については、必ず電源を切った上で、全て鞄の中にしまい、考試時間中の使用を一切禁止する。

3 昼食等

(1) 昼食について

各考試日とも持参すること。昼食のために外出することはできない。

(2) 昼食以外に持込可能な飲食物

・簡易に摂取可能で、匂いや音等が他の応試者の迷惑にならない食品

・ペットボトル、水筒等の開栓後に再度の密閉が可能な飲物

※ 机上には飲物を合計2本まで置くことができる（各1.0リットル以下）。

※ 蓋付きでない缶飲料、チルドカップ、紙パック等の開封後に密閉できない飲物は、昼食時間も含めて持ち込むことはできない。

第5 応試要領

1 試験室

注意事項（8ページ）記載のとおり

2 着席場所

別途配布する考試（再試験）受験票記載のとおり

3 貸与資料

考試の全科目において、『デイリー六法 令和2年版（三省堂発行）』を貸与する。

4 試験室への入室等

注意事項（8ページ）記載のとおり

5 考試期間中の注意事項

(1) 応試者は、毎朝、登所する前に自身で検温を行い、発熱がある等、体調に不安がある場合は、すみやかに注意事項（8ページ）記載の連絡先に連絡すること。

(2) 以下の者に対しては、応試を認めない。

ア 新型コロナウイルス感染症等（学校保健安全法施行規則18条で定める感染症。以下同じ。）に罹患し、他の応試者等への感染のおそれがある者（同規則19条で定める基準による出席停止の期間を経過していない場合を含む。）

イ 新型コロナウイルス感染者等の濃厚接触者等で、他の応試者等への感染のおそれがある者

ウ 試験当日、発熱（37.5度以上）、咳等の風邪症状が見られる者で、他の応試者等への新型コロナウイルス感染症等の感染のおそれがある者

(3) 公共交通機関及び考試会場内においては、私語自粛、マスク着用を徹底し、こまめな手洗い、手指の消毒、咳エチケット等を実践すること。なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について指示に従わない場合は、応試を中止させることがあるので注意すること。

(4) 応試者は、考試期間中、自分が応試する試験室及び4階トイレのほか、令和2年11月実施の本試験で立入禁止と表示された区域（最高裁判所ウェブサイトに掲載の司法研修所

会場試験室配置図参照)に立ち入ってはならない。また、締め切られた出入口及び利用が禁止された階段を通行してはならない。

- (5) 応試者は、考試期間中、エレベーターを使用してはならない(特例措置(第6参照)が認められた者を除く。)。

6 考試時間中(着席時刻から退出の指示があるまでの間)の注意事項

- (1) 試験室の内外を問わず、応試者相互の談話を一切禁止する。トイレで声を掛け合うなどの行為も絶対にしないこと。

- (2) 貸与されたもの以外の資料や書籍を閲読し、又はそれらを故意に他の応試者に閲読させてはならない。

- (3) 試験室係員に無断で試験室から退出してはならない。

※ トイレのために途中退出する場合も、挙手し、試験室係員に申し出た上で退出すること。

- (4) 昼食等のための外出並びに会場内の食堂、売店及び自動販売機の使用は禁止する。

- (5) 自席以外での飲食は禁止する。昼食のほか、持込みが認められた飲物等についても同様である。

7 着席時刻から考試開始までの注意事項

- (1) 着席時刻は、必ず遵守する。遅刻した場合は、当日の考試に応試させないことがあるから十分注意すること。

- (2) 着席時刻になると、試験監督者から応試に当たっての注意事項を説明するので、特段の事情がない限り、試験室からの退出を認めない。

- (3) 注意事項の説明中に、試験室係員が、答案表紙、答案用紙、草稿用紙、考試記録、デイリー六法及び付箋(2色)を配布するが、試験監督者から指示があるまで答案表紙等に触れたり記入したりしてはならない。

- (4) 問題用紙配布後、考試開始の合図があるまで、問題用紙に触れてはならない。

8 答案作成(答案起案及び答案纏り込み)に関する注意事項

- (1) 答案起案について

ア 配布した問題、考試記録、デイリー六法等を試験室外に持ち出さない。

イ 配布した問題及び考試記録には書き込みをしてもよいが、デイリー六法は一切の書き込み等を禁止する。

ウ 答案は、特に指示のあった場合を除き、1行おきに記載する。

エ 答案のページ数は、全ての答案用紙のページ数記入欄に、通し番号で記載する。

オ 不正行為の誤解を受けないよう、配布した問題、答案用紙及び使用が認められた筆記用具等は、各自の机上に置くこととし、机の中にしまったり、机脇の通路上や鞄の上に置いたりしてはならない。

※ デイリー六法のケースは、机の中又は下に置くよう指示されるので、これに従うこと。

カ 答案用紙、草稿用紙及び付箋が不足した場合は、試験室係員に申し出ること。

キ 答案表紙及び答案用紙に、使用が認められたもの以外の筆記用具で記載し、又は指示された以外の箇所に必要事項以外の記載(応試者の氏名等)をした場合、答案が無効とされることがある。

ク 途中退出を認める旨の告知があった後は、答案起案時間終了前であっても答案を提出することができる。途中退出を希望する場合には、隨時試験室係員に申し出て、綴りひも（1本）の交付を受け、答案綴り込みを終了させた上、答案、考試記録等配布したもの全部所定の場所に提出した上で、退出する。

ただし、答案起案終了時刻15分前以降は、（すでに綴りひもの交付を受けた場合であっても）答案の提出を認めない。

ケ 答案起案時間終了の合図があったら、直ちに答案起案を終了し、試験監督者の指示に従って机上の筆記用具をすべて鞄等にしまう。答案起案時間終了宣言後の答案起案（ページ数等の記載を含む。）は、一切禁止する。

（2）答案綴り込みについて

ア 答案起案時間終了宣言後、応試者の机上の筆記用具がすべて鞄等にしまわれたことが確認された後、試験室係員が綴りひも（1本）を配布するが、試験監督者から指示があるまで綴りひもに触れてはならない。

イ （アの後の）答案綴り込み時間（5分間）の開始及び終了は、試験監督者の指示に従う。答案綴り込み時間中の途中退出は認めない。

ウ アで配布された綴りひもを使用し、答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上、綴りひもで散逸しないように結ぶことまで完了しているもののみ有効答案として回収する。答案綴り込み時間終了宣言後の答案用紙等の綴り込み、綴り直し、挟み込み等は、一切認めない。

※ 提出する答案の綴り込みの順序と答案用紙のページ数の記入欄の記載が異なっても、答案起案時間終了宣言後に答案用紙のページ数の記入欄を訂正することはできない。

エ 答案綴り込み時間終了宣言後は、試験監督者の指示に従い、答案、考試記録等配布したもの全部提出する。試験監督者が全員の答案等を回収し、退出の指示をするまで自席で待機する。

9 試験室からの退出等

注意事項（8ページ）記載のとおり

10 その他の注意事項

- (1) 応試に当たっては、この応試心得によるほか、試験監督者等の指示に従う。
- (2) 考試期間中は、試験室への物品の搬入等を行う係員の進路を妨げない。
- (3) 考試期間中に気分が悪くなった場合には、係員に申し出てその指示に従う。
- (4) 各考試日とも軽装（常識の範囲内の服装。例えば、上着及びネクタイを外すこと等）で受験して差し支えない。
- (5) 病気又は事故により、応試できなくなった場合や、着席時刻に遅れる又はそのおそれがある場合等は、速やかに注意事項（8ページ）記載の連絡先に届け出る。
- (6) 考試期間中の家族等との緊急の連絡については、考試事務室において取り次ぐ。

第6 考試における特例措置について

考試期間中の特例措置については、別途配布された「令和元年度（第73期）司法修習生考試における特例措置等に関するお知らせ」を参照し、特例措置を申請する事情が生じた場合は、すみやかに注意事項記載の連絡先に届け出ること。

なお、考試会場における喫煙は認められない。

第7 司法修習の終了等の通知

司法修習の終了、又は司法修習生考試の不合格は、2月中旬頃、次の書類を簡易書留郵便により発送予定である。考試の不合格等についてのホームページ掲載は行わないので、必ず郵便を受領して確認すること。

考試再試験期間中、試験室において配布する封筒に、送付先を記載し、係員の指示に従って提出してもらう予定である。については、送付先として2月中旬頃に当該郵便物を応試者本人が受領できる自宅等の住所を確認しておくこと。就業先や弁護士会への直接送付は行わない。

なお、合否や受験番号等についての電話での問合せには、一切応じないため、注意されたい。

- (1) 司法修習生考試合格者 終了証書
- (2) 司法修習生考試不合格者 司法修習生考試不合格通知書及び罷免辞令書

第8 考試不合格の場合の手続について

1 考試不合格となった場合、裁判所法第68条第1項及び司法修習生に関する規則第17条第1項第1号により罷免となる。

2 考試再受験のための再採用については、以下の運用を前提として取り扱われる。

「 考試は、原則として、連続して3回まで受験することができる。」

ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、考試の全部又は一部を受験することができなかつた場合には、当該考試については、受験回数として数えないものとすることができる。」

注意事項

1 試験室への入室等

登 所 時 刻	9時00分以降
試験室	西館4階、第17教室
西館への入場経路	西館東側玄関又は1階連絡通路から入場する。 2～4階の連絡通路を通って入場することはできない。
待 機 場 所	4階のエレベーター前ホール又はラウンジ ※ 西館エレベーター前の階段以外の階段を使用することはでき ない。 ※ 試験室準備のため、試験室への入室及び試験室前廊下での待 機は認めない。
試験室への 入室可能時刻	9時30分 西館の階段を利用して試験室に入室すること。 ※ 9時30分以降は全ての階段を利用できる。 ※ 9時45分以降はラウンジ及び個人用ロッカー設置場所への 立入りを禁止する。
着 席 時 刻	9時45分 ※ 遅刻した場合、当日の考試に応試させないことがある。

2 試験室からの退出等

試験室から西館の階段を利用して1階に降り、速やかに退出する。1階ロビー等にとどまらずに、静かに西館から退出すること。途中退室した場合も同様である。

※ 2～4階の連絡通路を通って西館から退出することはできない。

3 欠席・遅刻する場合等の連絡先

考試期間前	最高裁判所事務総局人事局任用課試験係 03(3264)8111(内線3323・3386)
考試期間中	司法研修所総務課庶務係 [REDACTED]